

相続を考える

富山短期大学名誉教授 川中清司

日本人の平均寿命（2016年・厚労省）

	男性	女性
平均寿命	80.5歳	86.8歳
健康寿命	71.7歳	74.9歳
差	8.8歳	11.9歳

贈与契約書のひな形

死因贈与契約書

贈与者中村太郎（以下甲という）と受贈者大橋行雄（以下乙という）は、下記のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲はその所有する表示の不動産を乙に贈与することを約し、乙はこれを承諾する。

不動産の表示

所在 大阪市本町2丁目3番地6
地目 宅地 地積 283m²

所在 大阪市本町2丁目3番地6
家屋番号 5146番
種類 居宅 構造 鉄骨 造瓦屋根2階建
床面積 1階 123m² 2階 110m²

第2条 本件贈与は、贈与者の死亡を停止条件として効力を生じ、かつこれと同時に贈与物件の所有権は、当然に乙に移転する。

2. 甲は、乙が求めるときには贈与物件について乙のため所有権移転請求権保全の仮登記をなすものとし、乙がこの登記手続きを申請することを承諾した。

第3条 乙は、本件贈与を受ける負担として、甲をその生存中自己のもとに引き取って同居させ、医療費を含む生活費を負担した扶養をしなければならぬ。

第4条 贈与者は下記の者を死因贈与の執行者に指定する。

住所 大阪市榮町4番3号
氏名 竹内春夫
生年月日 昭和32年4月6日
職業 税理士

当事者は、この死因贈与契約の締結を証するため、ここに署名・押印する。

平成29年4月8日

住所 大阪市本町2丁目3番地6
贈与者 中村太郎 印
住所 大阪市本町5丁目7号9番地
受贈者 大橋行雄 印

「老後の介護」を約束する「負担付土地・家屋をあげる」という条件に、今、高齢者と若い人との間で「死んだら住んでいる土地・家屋をあげる」という条件に、

●死因贈与契約の活用
世界一の長寿国日本は、老人介護という大きな課題を背負っている。
平均寿命は毎年延びているが、健康寿命との間の期間は男性8歳、女性11歳で、病気や何らかの支障を抱えて生きる。65歳以上の高齢者のうち認知症の人は462万人にのぼる。介護施設での働き手が足りない。

●後継者に店舗など死因贈与
中小企業の廃業原因の7割は後継者不在だ。経営者が元気なうちに後継者を決めて、店舗や工場などの固定資産や持株を「死因贈与」する約束を取り決めて、契約を結ぶ。

●停止条件付き契約
例文の第2条の中の「停止条件」というのは、将来その条件が発生するまでは、法的効果を停止するという取り決めのことだ。「停止条件付き契約」は、将来このようなことが起こった場合に、この法的効果が発生することを当事者同士が合意して契約するもの。死因贈

遺贈と死因贈与の違い

遺贈	○遺言による贈与 被相続人の意志 → 合意不要 ← 相続人
死因贈与	○生前の贈与契約 贈与者の死亡によって効力が生じる 贈与者 → 合意が必要 ← 受贈者

遺贈と死因贈与の課税

	遺贈	死因贈与
登録免許税	0.4%	2%
不動産取得税	法定相続人に課税なし	4%
課税の種類	相続税	相続税

与は「死亡」を条件として「贈与の法的効果」が発生する（民法第127条1項）。

●死因贈与と遺贈の違い
死因贈与契約は贈与契約なので、贈る側と、もらう側の「双方の合意」が前提となる。

死因贈与は贈与する財産の内容が明示され、仮登記（始期付所有権移転仮登記という）もできるの
で、受贈者の納得が得られ、贈与者が求める義務の内容もはっきりする。

これに比べ遺贈は遺言によって行われ、被相続人の意志だけでよ

く、相続人の合意は必要ない。贈与する者（贈与者）が一方的に意志を示せば足りる「単独行為」だ。

●税金でも有利
死因贈与の場合は、贈与税でなく相続税の対象となる。

両者は基礎控除が大きく異なり、贈与税は110万円、相続税は3000万円＋相続人一人当たり600万円、それ以下なら税金はかからない。税率も相続税のほうが有利となる。

ただ登録免許税や不動産取得税の税率は遺贈（相続）よりも死因

遺産分割協議書のひな形

遺産分割協議書

最期の本籍 静岡市本町3号41番地
最期の住所 静岡市元町2号18番地
被相続人氏名 中山秋雄
死亡日 平成29年4月8日

上記の者の相続について、共同相続人である私たちは、下記のとおり遺産分割の協議をした。

- 次の財産は、中山春子が相続する。
土地 宅地 386m²
所在 静岡市元町2号18番地
建物 (家屋番号 2346番)
所在 静岡市 同所 同番地
木造瓦葺 二階建 居宅 1階 82m² 2階 67m²
- 次の財産は、中山一郎が相続する。
預金 静岡銀行 普通預金 口座番号 006283
定期預金 口座番号 025376
金 1,800万円
- 本協議に記載のない財産は、すべて中山春子が相続する。
以上のとおり遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し署名押印する。

平成29年6月10日
静岡市元町2号18番地 相続人 中山春子 印
横浜市港町6号15番地 相続人 中山一郎 印

注意事項
・相続人全員の住所と氏名（署名、自筆）を書き、実印を押す。
・2枚以上のときは全員の割り印をする。
・住所は住民票や印鑑証明の記載どおりに書く。

●贈与の方が高い。
●遺産の協議分割
人が亡くなり遺産を残した場合に、遺言があれば相続人らがその内容に従って遺産を引き継ぐ。遺言がないときは相続人の間で、話し合って遺産の分け方を決めなければならぬ。

●その手続きを「遺産協議分割」という。
遺産のすべての分け方が決まるのを「全部分割」、一部しか決まらない状態のときは「一部分割」という。

●現物分割と換価分割
一般的な相続方法は、土地や建物などの遺産をそのまま受け継ぐ「現物分割」だ。
たとえば三人の相続人が、一人は土地、一人は建物、一人は預金というように、各人が現物を相続する。

●それぞれの遺産の価値が異なるので、納得が得られる場合に限られる。
「換価分割」は、すべての遺産

事例図解 A 協議分割と権利放棄

夫Aが死亡	妻 B	子 C	夫の兄D
○法定相続分	1/2	1/2	-
○協議分割の例	全部	0	-
○子が権利放棄した法定相続分	3/4	0	1/4

・協議分割で子が放棄した場合、妻が全部を取得できる。
 ・子が権利放棄した法定相続分は、妻 3/4、夫の兄 1/4 となる。

を換金して、現金を相続人で分配する。

この場合に、たとえば遺産の住宅に住み続けたい人がいると、換金に反対されて換価分割は難しくなる。

●事業用資産には代償分割

換価分割ができないときには「代償分割」がある。複数の相続人の中の特定の相続人が、残された財産を相続する。その相続人がほかの相続人に対して、相応した金銭を支払う。

たとえば、相続人Aが遺産の住宅を相続する。

その代わりに、相続人Bに対し

て代償金として2000万円を支払うという方法だ。

代償分割は、主に自宅や農地、工場、店舗、自社株式などの事業用資産が遺産の場合に活用される。

●未成年者の法定代理人

相続人に未成年者がいる場合は、法定代理人が代理となるが、同意が必要。

通常は親権者、子どもの父親が亡くなった場合は母親（被相続人の配偶者）がなる。だが双方の利害が対立する場合は、家庭裁判所に特別代理人を申し立てて協議分割を行うことになる。相続人が認知症など意思能力がない場合は、成年後見人の制度を利用し、後见人などが協議分割を手伝うことになる。

またまらない場合は、家庭裁判所に調停を申し出る。

●相続放棄は家裁へ申立て

「相続放棄」は、不動産や預金などのプラスの財産も、借金などのマイナスの財産も全部相続しないという意思表示をいう。

相続放棄の手続きは、相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に、被相続人（亡くなった人）の最期の住所地を管轄する家庭裁判所に、相続放棄申述書を

提出して申し立てる。裁判所からの一定の照会事項に對して回答し、申述が受理された旨の通知書が送られてきたら手続きが終了する。

●権利放棄で変わる相続分

相続放棄をした者は、その相続に関して初めから相続人とならなかったこととみなされる。また、代襲相続も認められず、相続放棄した人の子や孫が代わって相続人となることはない。

たとえば夫Aと妻B、子ども一人C、夫の兄Dの四人がいて、夫Aが死亡した場合、その相続分は配偶者Bが2分の1、子Cが2分の1となる。

協議分割で配偶者Bがすべてを相続し、子Cはゼロとすることはできる。

しかし子Cが権利放棄すれば相続分は、夫の兄Dが4分の1、配偶者Bが4分の3となる（事例図解A参照）。

●協議分割と相続放棄

遺産の協議分割で相続する財産を主張しないのと、相続の権利放棄とは内容がまったく異なる。協議分割は、相続権を持つ人たちが、誰がどの遺産をどれだけもらうかを話し合いで決めるもので、

自分は一切関わらないと書くことも含まれる。

これが有効なのは、相続権のある身内の間だけで、外部の人に対しては有効ではない。

亡くなった人にお金を貸していた金融機関は、相続人に借金返済の請求ができる。

借金の返済をしなくては家庭裁判所に「相続放棄」の手続きが必要となる。

●複雑な相続手続

親の死亡、葬儀、初七日の法要を終え、いよいよ具体的な相続手続きが始まる。

まず遺言書の確認、次に法定相続人を調べる。離婚や再婚をしている場合は、戸籍などを確認したい。遺産の把握は簡単なようで複雑だ。

まず預貯金や債券・投資信託・株式などは、金融機関や証券会社から定期的に来る報告書などを参考に問い合わせる。

土地建物は市役所から来る固定資産課税明細書で把握できる。ゴルフ会員権や自動車、美術骨董品まで幅広い。

●所得税・相続税の申告

被相続人（亡くなった人）の所得があれば、4カ月以内に「正確

定申告」をする。

相続税の申告期限は相続開始から10カ月以内。相続税がかかる目安は、遺産総額が基礎控除を超えるかどうかだ。

基礎控除は3000万円と相続人一人当たり600万円。

たとえば、相続人が被相続人の配偶者と子ども二人の合計三人なら、基礎控除額は3000万円+600万円×相続人三人=4800万円となる。それ以上の遺産があれば課税となる。

●小規模宅地などは評価減

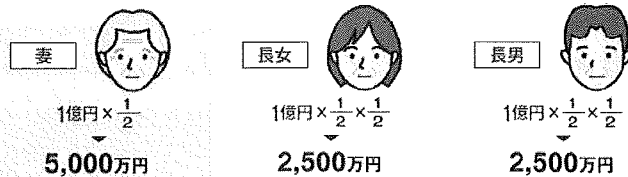
相続税の土地の評価額は別の「路線価」を用いる。土地の評価はいろいろな特例がある。居住用

相続税・配偶者の軽減

- ・配偶者の課税価格が1億6,000万円までまたは
- ・課税価格が1億6,000万円を超えても法定相続分までなら、相続税はかからない

相続税の計算例

- ・相続人が、妻と子ども2人の場合 → 基礎控除は (3,000万円+600万円×3人) =4,800万円。それを超えた場合に相続税がかかる。
- ・課税遺産総額1億円。妻1/2、子どもそれぞれ1/4ずつ相続した場合の相続税は、妻は配偶者の税額軽減があるのでゼロ。子どもは1人362万5,000円で、725万円となる。



相続税試算	20%—200万円	15%—50万円	15%—50万円	計・A
税額	800万円	325万円	325万円	1,450万円
相続額で按分	A×1/2	A×1/4	A×1/4	—
按分税額	725万円	362.5万円	362.5万円	1,450万円
配偶者軽減	△725万円	—	—	—
納付税額	—	362.5万円	362.5万円	725万円

宅地は330㎡、特定同族会社の事業用宅地は400㎡まで、評価が80%軽減される。そのほかアパート、駐車場などの土地は50%が評価減額される。他人に貸し付けている建物があれば「貸家建て

付け地」200㎡までが借家権割合が差し引かれるなど、正しい適用が必要だ。
●配偶者の相続税の軽減
配偶者は相続税が軽減される。被相続人(亡くなった人)の配偶

者は、遺贈や遺産分割によって実際にもらった遺産額が、法定相続分以内であれば税金がかからない。たとえば法定相続分を超えて相続しても、1億6000万円までは税金がかからない。

この制度は配偶者が長年、財産形成に協力したことや、近い将来に相続税がかかることへの配慮がみえる。

●控除の手続き

配偶者に対する相続税の軽減は、「配偶者が取得した財産に対するもの」だ。

遺産分割協議が申告までに決まらない財産には適用がない。3年以内に分割したときは、さかのぼって軽減措置が受けられる。控除を受けるための手続きは、相続税申告書に戸籍謄本や遺言書、遺産分割協議書の写し、配偶者ももらった財産のわかる書類などを添付する。

申告の後に行われた遺産分割で配偶者控除を受けたいときは、4カ月以内に更正の請求をする。

●相続税の計算例

相続税は遺産から、基礎控除(3000万円と相続人一人につき600万円)を超える場合に課税される。